

外務省による在外教育施設への支援

1. 校舎借料援助

対象校の校舎借料等経費の一部を援助しています。

2. 現地採用教員・講師給与援助

対象校の現地採用教員・講師の基本給与の一部を援助しています。

3. 日本人学校安全対策費援助

対象校の警備謝金及び警備機器維持管理費の一部を援助しています。

在外教育施設の認定制度について

【認定制度】

文部科学大臣が、在外教育施設の設置者の申請に基づき、在外教育施設が国内の小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有する旨の認定を行うものです。

【設置者】

1. 海外に在留する日本人が日本人の福利の増進を主たる目的として組織した団体です。
2. 在外教育施設の設置を目的として申請施設の所在国の法令等に基づき設立される法人その他の団体で、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が当該申請施設の設置運営について関与しているものです。
3. 1, 2に準ずる団体です。

【認定の申請】

認定を受けようとする者は、申請施設の設置者の名称、住所、代表者の氏名及び申請施設の名称を記載した申請書に、在外教育施設の認定等に関する規程第17条第1項各号に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請します。

【変更の承認等】

1. 認定施設の設置者は、名称、位置、設置者又は学則*を変更しようとする場合には、その変更の内容、理由及び時期を記載した書類を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければなりません。

*部科及び課程の組織に関する事項、教育課程に関する事項並びに収容定員及び職員組織に関する事項に係る部分の変更に限りです。

2. 認定施設の設置者は、校地、校舎、運動場その他直接教育の用に供する土地建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれら